

一般会計予算決算常任委員会
新型コロナウイルス感染症対策
分科会記録

令和2年4月28日

【開催日】 令和2年4月28日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時15分～午後3時15分

【出席委員】

分科会長	高松秀樹	副分科会長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務課長	田尾忠久	総務課新型コロナ対策室長	河田圭司
総務課新型コロナ対策室室長補佐	奥田孝則	総務課新型コロナ対策室主任	渋谷桂介
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦
福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子	子育て支援課長	長井由美子
子育て支援課主幹	別府隆行	子育て支援課子育て支援係長	西村真愛

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
------	------	-------	-----

【付議事項】

- 1 議案第53号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について

午後2時15分 開会

高松秀樹分科会長 それでは皆さんお疲れ様です。新型コロナウイルス感染症対策分科会を始めたいと思います。最初に職員の自己紹介をお願いしたいんですが、部長等は結構ですので、後ろ側の方を。

河田総務課新型コロナ対策室長 4月27日付けで総務課新型コロナ対策室室長の命をいただきました河田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

奥田総務課新型コロナ対策室室長補佐 同じく4月27日付けで新型コロナ対策室室長補佐をいただきました。奥田と申します。よろしく願いします。総務課の課長補佐を兼務しております。

渋谷総務課新型コロナ対策室主任 同じく4月27日付けで、総務課新型コロナ対策室主任に着任しました渋谷と申します。よろしく願いします。

長井子育て支援課長 4月1日から子育て支援課長を拝命しました長井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

別府子育て支援課主幹 皆さんこんにちは。子育て支援課主幹の別府と申します。どうぞよろしく願いします。

西村子育て支援課子育て支援係長 4月1日から子育て支援課子育て支援係長になりました西村と申します。よろしく願いします。

高松秀樹分科会長 そうしたら始めたいと思います。本日は議案第53号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)についてでございます。まずは執行部から説明をお願いいたします。

田尾総務課長 総務課の田尾です。よろしく願いいたします。それでは議案第53号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)について

でございます。今回の補正は新型コロナウイルス感染症対策として、外出自粛などの感染拡大防止に取り組んでいただいております市民の皆様の家計への支援を目的とした給付金に関する補正となっております。特別定額給付金として62億590万円の総額となっております。また、これに伴います事務費、6,797万円を計上いたしております。7ページと8ページを御覧ください。32目特別定額給付金給付事業費といたしまして、まず、8ページの2節給料を一般職給として204万6,000円を計上いたしておりますのは、新型コロナ対策室20人のうち、専任5人職員がおりますが、そのうちの2人が会計年度任用職員となりますので、その2人の賃金でございます。それから3節職員手当等で、主なものとして時間外勤務手当、1,019万3,000円でございますが、これらは職員の時間外手当でございます。また、4節共済費は、先ほど申しました会計年度任用職員の共済組合負担金及び社会保険料となっております。主なものとして13節委託料、2,810万円。そのうちの警備委託料といたしましては、申請書等を審査する会場の警備員の委託料となっております。210万円を計上しております。またその下、システム改修委託料となっておりますが、これは住民基本台帳のシステムの改修の委託料でございます。900万円を計上いたしております。また、その下、データパンチ委託料ということでございますが、こちらは、市民の方から申請書を提出していただきましたところ、こちらには、銀行口座の番号が書いてございますが、こちらの番号をデータパンチの専門の業者のほうに委託をして入力して、口座の入力データを作成していただくものでございます。その委託料でございます。こちらを300万円ほど計上しております。その下が帳票類印刷・封入等委託料でございます。こちらの方は申請書の印刷、それから封入、さらには各御家庭への郵送を一貫して作業していただける印刷会社へ委託する委託料でございます。1,400万円を計上いたしております。続きまして14節使用料及び賃借料といたしまして、機械器具借上料はコピー機等の借上げでございます。494万円を計上いたしております。最後に19節負担金、補助及び交付金でございますが、特別定額給付金といたし

まして、62億590万円を計上いたしております。これに伴います歳入でございますが、6ページを御覧ください。1節総務管理費国庫補助金といたしまして、特別定額給付金給付事業費補助金として62億590万円。これに伴います事務費として特別定額給付金給付事務費補助金として6,797万円を計上いたしております。総務課から説明は以上です。

長井子育て支援課長 続きます。子育て支援課から御説明いたします。令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について御説明いたします。この特別給付金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金を支給するもので、これに関する補正です。ただし、この児童手当を受給できる世帯は、本則給付に該当する世帯で受給者の所得が所得制限限度額以上の特例給付の世帯については対象外となります。また、公務員の児童手当は、所属長を通じて支給されておりますが、今回の臨時特別給付金は、住所地の自治体から支給となりますので、支給対象児童は、令和2年4月分の児童手当の支給対象となる児童で、これには令和2年4月から新高校1年生となった児童も含まれます。これらを踏まえて、対象児童数は7,720人、支給対象者数は4,620人を見込んでおります。それでは補正予算書の9、10ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、9目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費8,038万7,000円を計上しております。内訳は3節職員手当等26万円。これは職員の時間外勤務手当です。11節需用費19万2,000円。これは給付に必要な案内等を印刷する用紙や封筒などの消耗品費です。12節役務費125万円。これは通知等を送付する郵便料として通信運搬費74万1,000円。給付金の口座振込手数料として手数料50万9,000円です。13節委託料はシステム導入費として148万5,000円。19節負担金、補助及び交付金は、子育て世帯への臨時特別給付金として7,720万円です。これに対する歳入予算につきましては、補正予算書の5ページ、6ページをお開き

ください。10分の10の割合で国庫補助がございますので、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金に歳出予算と同額の8,038万7,000円を計上しております。内訳は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金7,720万円。子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金318万7,000円です。続きまして資料の御説明をいたします。資料の1ページを御覧ください。これは4月10日現在の内閣府資料です。子育て世帯への臨時特別給付金について、給付額、実施主体や支給対象者などが示されております。本市の給付時期につきましては、資料の2ページを御覧ください。こちらにありますとおり、速やかに対象者の皆様のお手元に渡すよう作業を進めてまいります。現在の予定では、5月上旬に現行システムを利用して、一般支給対象候補者を抽出し、個別通知・案内の発送準備を進めてまいります。児童手当情報活用することから、対象児童や銀行口座情報を既に担当課が把握しておりますため、特別定額給付金とは異なり、子育て特別給付金については申請不要となっております。5月中旬以降に給付システムの一次リリースが予定されており、これにより一般支給対象者を抽出することができますので、5月上旬に抽出したデータに誤りがないか確認した後、個別通知・案内を送付いたします。この特別給付金の給付を希望しない場合は届け出ていただくこととなっておりますので、その旨も併せて通知し、その届出期間を10日から2週間程度設ける予定としております。5月下旬以降に給付システムの二次リリースが予定されており、これにより給付対象者の管理及び決定や、口座振込データが作成できるようになります。受給拒否の届出をした者を除いた支給対象者につき、支給を決定し通知いたします。このシステムの二次リリースから5日後に決定通知書の送付を、10日後に指定金融機関を通じた口座振込を行えるよう、事務を進める予定としております。なお、公務員については所属長を通じて申請勧奨や制度の周知を行い、申請者本人が住所地の市町に申請書を提出することになりますので、今御説明した給付の流れとは別になり、振込みが少し遅れる見込みです。以上で子育て世帯の臨時特別給付金の支給に関する御説明を終わります。

高松秀樹分科会長 執行部の説明が終わりまして質疑に入るんですが、今後この委員会は続いていきますので、今日は極力、議案審査に徹したいと思っております。余りにも離れた質疑を委員の皆さん今回はお控えになるようお願いしたいと思います。それでは最初に特別定額給付金給付事業、ここから質疑を受けたいと思います。

伊場勇委員 こちらの給付金については、申請は3か月以内というふうに先ほど議場で答弁がございましたが、いつからいつまでの申請期間になっているのでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 こちらの申請期間の設定でございますけれども、郵送による申請書の発送による申請の受付を開始した日から3か月となっております。もう一方で、オンラインによる申請もございまして、こちらとは別にあくまでペーパーベースの申請書による受付を開始してから3か月間以内に申請をしていただくという期間設定でございます。

伊場勇委員 分かりました。その申請書についてなんですけれども、申請書はフォーマットがあって、それを全国的に一律に使用しているのでしょうか。それとも本市独自というか、その辺を教えてください。

河田総務課新型コロナ対策室長 こちらの申請書でございますけれども、国のほうからひな形というものが確かに示されております。ただこちら若干、市町村の実情ですとか、申請される方に分かりやすいものにしていく必要がありまして、若干レイアウトを調整して記入していただきやすいような工夫というのをしてまいりたいと考えております。

伊場勇委員 それでは申請書を送る際なんですけれども、委託をされるというところで、今、いろいろ市の書類も今年度から委託をされていると思う

んですけれども、業者は一緒のところですか。それともまた違うところなのか教えてください。

河田総務課新型コロナ対策室長 今、自治体クラウドの関係で、帳票アウトソーシングといった形で委託をしておる業者がございますけれども、こちらのほうにも打診いたしました。この度は受託が困難ということで御返答がございましたので、現在検討しておりますのは、11年前に定額給付金の事務の委託をお願いしました業者さんと今調整をしておるところでございます。

伊場勇委員 自治体クラウドのアウトソーシングのところはしっかりセキュリティ関係も、いろいろ庁内にも来ていただいたりして、いろいろ整備されていると思うんですか。このすごいプライバシーの情報ですので、そういった個人情報についてどういった今から協議を重ねて作っていくのかっていうところが必要だと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 こちらの業者でございますけれども、情報セキュリティマネジメントシステムISOの27001の認証を取得しております事業所のほうで委託をとということで確認をとっております。もちろんデータの受け渡しにつきましても、パスワード暗号化ですとか、セキュリティ専門の業者による配送ということを考えておまして、住民基本台帳、大事な個人情報を扱うわけでございますので、安全には最善を尽くしてまいりたいと考えております。

山田伸幸副分科会長 今の説明からすると、そのデータが一旦、この市の庁舎の外に物理的に持ち出される瞬間があるということなんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 実際に印刷する工程は庁内にはございませんので、外部に持ち出しということになります。

伊場勇委員 専用ケーブルをつなぐとか、そういったことも考えているということですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 データの伝送につきましては、暗号化の処理を行いまして、媒体による運搬ができないかということで今検討しております。

吉永美子委員 すいません、ちょっと2点お聞きします。これは国庫支出金ということで、国が出されてこういう計算とかっていうので出てきているとは思っているんですけど、まず時間外勤務手当が1,000万円を超える形でおられますが、これはどういう試算でおられるのか。また、警備の委託料ということで申請書の審査と言われますが、ここには現金等の扱いはないわけですが、なぜ警備が必要なのか。この2点お聞かせください。

河田総務課新型コロナ対策室長 時間外勤務手当につきましては、11年前の定額給付金のときを参考に積算いたしました。やはり早くに給付をしたいという思いがございますので、祝日ですとか時間外にも集中して作業してまいりますので、前回11年前の実績を勘案しましてこのような金額を積算させていただいております。また、もう1点、警備委託料でございますけれども、今御承知のとおり庁舎耐震化の工事をしておりまして、11年前に活用しました会議室の使用が困難であるという状況でございます。ですので、庁舎が使えないということで、市内の施設の一室を作業スペースにしたいということで、そちらの警備を図るということで、現金を警備するような性質のものではなくて、その施設の警備の予算が必要になるということで計上させていただいております。

吉永美子委員 ちょっとよく聞こえないところがあったんですけど、すいませ

んね。だから、警備をしておかないと不安要素っていうのはどういうところですか、書類の関係ですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません。具体的には、市民館の2階の会議室を作業スペースとして活用したいと考えておりまして、そちらの市民館の機械警備、人的警備の、通常の市民館の負担範囲を超えるものにつきまして、こちらの経費で負担をしたいと考えております。

松尾数則委員 いろいろお話を聞いていますと、市のデータがいろんな形で外部に出ていく可能性がある。そういう瞬間があるってちょっと心配をしているんです。自治体クラウド、恐らくこれは専用回線だろうと思うんですけれど。システム委託料とかデータパンチ、大体データパンチなんて、今頃データパンチなんて使いますか。こんなところに委託するんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 こちらの業者についてもセキュリティーは重要でございます。実際に、税務課の給与支払報告書等のデータのパンチをお願いしている実績がある業者さんのほうを今回選定しております。

松尾数則委員 データパンチっていうのはパンチを開けて、データを上げるっていうのは、もう20年も30年前の話なんですよ、これは。（「やり方が違う。言葉上、パンチと言っている。」と呼ぶ者あり）違うんじゃないの。

河田総務課新型コロナ対策室長 これは情報システムの業界用語の古い名残で、パンチカードに穴を開けるといふことのデータパンチという言葉が、実際に今紙に穴を開けるようなことはしておりませんが、紙ベースの情報をデータに起こすという行為を、すいません、情報処理の業界ではデータパンチというふうに申しておりますので、その名残でこのような名称になっているということで御理解いただければと思います。

松尾数則委員 その辺は十分承知している話なんですけれど、やっぱり個人のデータが外部に漏れる瞬間があるっていうのは、やっぱりその点、気を付けてもらいたいと思っていますし、今回はいろんなことに気を付けないといけないことがたくさんあるんで、よろしくお願ひしたいと思っています。

山田伸幸副分科会長 3月の予算で、税務情報のOCR化というのが出ておったと思うんですが、これは今回使われるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 行革の一環で、AI-OCRの導入といったことも検討しております。もちろん、今回もそれが活用できないかということで検討してまいりましたが、実際に読み取る帳票の設計が終わりましたら、それを読み取る箇所を設定するというプログラムのようなものを作成する必要があるまして、それに数週間の日数を要するというところで回答がございましたので、今回は間に合わないかなということで断念をしておるものでございます。

吉永美子委員 13節委託料ということで、2,810万円っていうことで挙がっているわけですが、例えば帳票類印刷・封入等委託料ということで1,400万円、そのうちの半分がこういう形になっているわけですが、極力、市内業者を使っていたきたいという思いがございしますが、その点はいかがですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 私どもも重々承知しておりまして、確かにセキュリティを扱うものは市内の業者さんがいらっしゃらないかもしれませんが、今、この定額給付金に便乗しました詐欺の防止を図っていく必要があると承知しておりまして、広報に差し込みのチラシを行いたいなということもちょっと考えております。そうしたものの印刷物につきましては、市内の業者に発注してまいりたいと考えております。

宮本政志委員 システム改修、さっき住民基本台帳のシステムを改修するとおっしゃったんですかね。これをもうちょっと詳しく内容を教えてもらえますか。

河田総務課新型コロナ対策室長 大きく二つの工程がございまして、既存の住民情報系システムから印刷等をするために必要となるデータの吐き出しの作業、それから給付の管理を行うために必要となりますパッケージシステムの導入、こちらを併せて住民情報系システムの改修が必要になるということがございますので、この大きな二つの機能を調整するための改修を行うものでございます。

宮本政志委員 ということは10万円の支給に当たって、これを改修すればもう大丈夫ですよということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 その改修に時間が結構掛かってしまうから、その受給時期が明確に今のところできないんですよということですよ。業者との折衝の中で、本市としては、いつまでにはちょっとしたいたんだとか、そういうところの話とか、言える範囲内でいいんですけど、その辺の中身はどうですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 当初、住民情報系システムを委託しております業者から示されましたスケジュール、かなり、私どもが期待しておりますものと厳しいものがございました。難しいということも承知しておりますけれども、できるだけ早く改修をお願いしたいということの要望を繰り返ししてまいりまして、当初予定よりも早い時期のリリースを行っていただけたということが可能となりました。国におきましては、いつまでといったこともおっしゃっておられますけれども、私どもとしましても、極力早くにということで努力をしてまいりたいと考えております。具体的と申しますと、お約束はできませんので大変恐縮でございま

すが、1日も早くという思いで職員は取り組んでおるということを御理解いただければと思います。

高松秀樹分科会長 本会議場でもそういう質問があつて、結局、我々も市民からやっぱり聞かれるわけですよ。そこで、1日も早く出すんですよっていうのが説得力がないですよ。だから、ある程度の目安というか、今日、議場で河崎議員が言っていたように、7月なのか7月末なのかとか、6月ではニュアンスが全然違うんですよ。そこの目安ってある程度やっぱり持たれているんならおっしゃっていただきたいなっていう気はするんですが、いかがですか。

川地総務部長 実は、この委員会の前までも、業者とテレビ会議をずっとして、とにかく私どもとしては、このゴールデンウィークが掛かるんですよ。相手の業者はやはりちょっと東京の業者でして、向こうもかなり在宅勤務とかテレワークとかがありますので、その辺を今何とかという形で、ずっと早くしてくれと言って、今、本当に日数を今調整しております。このゴールデンウィーク期間中に作業ができるかできないかで1週間違ってきます。これによって、5月の支払ができるか、あるいは6月にずれ込むかというところでやっています。だから、ちょっと議場で、7月の支払とかというお話がちょっと出ましたけれども、私どもは7月の支払は考えておりませんで、少なくとも6月の支払には間に合わせたい。一番いいのは、5月中の支払には間に合わせたいんですけども、その辺が今、かなりちょっと厳しい状況になっているのかなと思います。ただ、一方で、オンラインシステムのほうはもう5月から始まりますので、これは申請を待たずに支給できますので、マイナンバーカードをお持ちの方は、また、パソコンとかカードリーダーとか、あるいはスマホを通じてシステムで申込みをしたら、5月中に支払えるというふうに今、考えている次第でございます。

高松秀樹分科会長 ということは、今の部長の発言によると、5月中の給付を

目指しておるということでもよろしいんですね。なら今、オンラインのほうは、マイナンバーカードを使ってと。これは、これよりももちろん早いで、どのぐらい。5月中は間違いなくいける可能性があるということでもいいんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 オンラインによる申請でございますけれども、国のほうで、マイナポータルというポータルサイトを設置していただいております、本市も国の予算が成立しました翌日から受付をしていただくように、内閣府のほうと調整しております。ですので、早ければ5月の早い時期から申請をしていただけるということになりましたら、5月の中旬までには、どうにか給付をしたいということで努力してまいりたいと思います。

高松秀樹分科会長 はい、分かりました。

山田伸幸副分科会長 本会議場でも少し話になったんですけど、これは一定数ためて業者のところにこれだけというような形で持って行って、それを入力させて手続に入るということになるんでしょうか。それとも、随時を送って、それが随時振込み可能になってくるんでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 こちらも柔軟に対応してまいりたいと思っております、やはり申請開始当初にはかなりの数の申請が届いてまいりますので、ためるということを待たずにして必然的に処理量が多くなると思います。事業者とのデータのやりとりも、密な範囲で行ってまいりたいと思います。逆に、申請の数が少ないというときには、スケジュールを待たずして、例えば職員のほうで入力可能なものであれば、職員のほうで対応して振込みの手続をするなど、本当に早くするために柔軟に対応してまいりたいと考えております。

山田伸幸副分科会長 それと、全国が取り組むわけですが、今、本市で契約さ

れようとしている業者というのは、いろんな自治体から請け負っておられるんじゃないんでしょうか。いかがですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 やっぱり多くの自治体からの引き合いがあるということでお話を伺っております。

高松秀樹分科会長 はい、ほか質疑いいですか、手続とか。

山田伸幸副分科会長 恐らく、そのデータの扱いについては私から言うまでもなく、これの手続が終われば消去されるということは確約いただいていると思うんですが、その辺で、終わってそのデータ消去に至るまでっていうのはどの程度というふうに考えておられるんでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 まだ具体的な時期というのは、契約ですとか仕様を詰めておる最中でございますけれども、基本的にはまず、印刷の業務につきましては、発送の業務が完了しましたらこのデータは不要でございますので、その後直ちに消去を求めたいと思います。データパンチにつきましても、基本的には入力内容を私どものほうに納入していただくということにしておりますので、委託先のほうにはデータが残らないという扱いにさせていただきたいと考えております。

山田伸幸副分科会長 細かい話なんですけど、機械器具借上料494万円ということなんですけど、先ほどコピー機等というふうに言われたんですけど、具体的にどういった機器を装備されようとしているんでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 現在想定しておりますのが、住民情報系システムを改修して使うということでございますので、この業務に当たる職員が使用します住民情報系の端末パソコンですとか、少し作業場所を離れるということがありますので、そちらの執務スペースに必要となりますコピー機等の複合機、それからの電話回線等もございませんので、ビ

ジネスフォンの借上げ、そういったことも含まれております。

水津治委員 こういった書類が整って振込みができるという状況になったときに、国から補助金が入ってくるのが時間差っていうのがありませんかお尋ねします。すぐ、国から入ってくるのが遅れそうだとこのときに、市の財源で先に払うってということが想定されるかどうかお尋ねします。

河田総務課新型コロナ対策室長 今回は、国のほうからも御配慮いただきましたので、概算払いによる支払を迅速に行うということでお話をいただいておりますので、適切に申請して、市の負担が過大にならないように取り組んでまいりたいと思います。すいません、多少タイムラグというのが、振込みですとか国のほうの審査は全国的でございますので、タイムラグ等は生じるかと思いますが、できるだけ負担がないようにということで進めてまいりたいと思います。

高松秀樹分科会長 これ、いろんな分からないことに対しての相談は、市民館の2階で電話対応なんですか。それとも行ったら、何か市民の相談を受け付けるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 やはり、この新型コロナウイルスの感染対策予防ということもございますので、できれば電話のほうで御相談をいただきたいなと思っております。対面ですとどうしても感染のリスクというものが高まりますので、できるだけお電話による御相談をお願いしたいなと思っております。

高松秀樹分科会長 その告知はどういった方法でされるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 そうですね、広報ですとかホームページという形を活用しながら、様々な手法を活用しながら、できるだけ電話番号等が確定次第、市民の皆様には御周知を図ってまいりたいと思っており

ます。

高松秀樹分科会長 広報って、もうすぐ出ますよね。それにはもう明記してあるということでもいいんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません。まだ電話の工事等が、まだ終わっていませんので番号等も確定していませんので、現段階では5月1日号の広報にはちょっと掲載が間に合っておらないというところがございます。

高松秀樹分科会長 いや、今広報とかって言うちゃったやないですか。でも、広報、それ間に合わないでしょ。次、5月15日やないですか。もう、期間的には途中になりますけど、そこをどうやって市民の方にお知らせするのか。

河田総務課新型コロナ対策室長 はい、すいません。それまでの間ですが、給付金に対する問合せ先の御紹介としまして、総務課のほうに御相談いただければということで、総務課の番号をお示しして広報に掲載をしております。

高松秀樹分科会長 その総務課の電話番号をお知らせするツールは何ですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 こちらにつきましては、5月1日付けの広報に掲載をしております。

高松秀樹分科会長 広報のみですか。ほか、何かいろいろ、ないんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 広報とホームページで周知を図りたいと思っています。

藤岡修美委員 2節の給料204万6,000円、これは会計年度任用職員2人っていうことでしたけれども、このたびの異動で兼務辞令がたくさん出ていましたけれども、体制的にこのメンバーで大丈夫ですか。

川地総務部長 基本的に大丈夫だと思っておりますが、万が一のときにはまた補充も検討します。今のこの給料分については会計年度職員で、今、専任という形で、この会計年度職員は2人を雇うことにしております。

高松秀樹分科会長 ちょっともう一度手続を聞きたいんですけど、まず住民のところに送ってくるわけですね。そこに家族構成も全部既に見てあるのが送ってきて、それに口座番号等を記載して返送するんですね。返送した後がどうなるか、ちょっと教えてもらえますか。

河田総務課新型コロナ対策室長 申請の手続ですけども、申請書に御記入いただいて、返送していただきます。その中には口座の情報も御記入いただくんですけども、金融機関のほうから誤りがないようにということで、お手数ですが、通帳のコピーを添付していただくようになります。また御本人の確認ができるようにということで、運転免許証ですとか、健康保険証等のコピーを添付するようという国から指導がございますので、そちらも御協力いただくようになると思います。返信用の封筒で返送していただきましたら、市で審査をしまして、口座情報の金融機関へ依頼するためのデータの作成に取り掛かります。こちらにつきましては、データパンチということで業者に委託をした上で、振込みができるデータを用意しまして、金融機関に依頼を掛けます。ただ、依頼数が多いということで、一度事前に都度、金融機関でデータのチェックをして、本当に振込先が存在するかテストが必要だということで、通常の振込みよりも振込みの依頼に要する日数が増えるということで、金融機関からお話をいただいておりますが、こちらもできるだけ短縮ということで今協議をしているところです。そういった流れで、金融機関で振込みを受けていただきましたら、実際に皆様の口座に入金されると

いう流れになっております。

高松秀樹分科会長 マイナンバーカードの申請のときは、世帯主に給付金が来るので、世帯主のみのマイナンバーカード所持でオッケーということによろしいんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 そのとおりです。申請いただく世帯主の方のマイナンバーカードがあれば結構です。

高松秀樹分科会長 いろいろマスコミ等で話題になっている、世帯が一緒だけど、同居していなかったりする、いわゆるマスコミ上ではDV等と、これはどういう処理をされるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 DV等の対応につきましては、申出により、分離した扱いができるということになっておりますので、そちらもしっかりと対応していきたいと考えております。またDV以外にも、高齢の方ですとか、障害をお持ちの方とか、あるいは児童養護施設に入所されているような方につきましても、別の対応ということで、定額給付金するときなどと同様に、施設に入所されている方は、その施設の所在する市町村が、住民票がなくても支給するというような形になりますので、それは措置した市町村間で県を通じて、情報提供しまして、確実に届くようにということでの仕組みが構築されておりますので、今回もそういった流れを活用して対応してまいりたいと考えております。

高松秀樹分科会長 もう一つ、すいません。4月27日が基準日ですけど、この日にいろいろ住民票を移動されたりっていうのは、本市においては、いらっしゃったんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 具体的な住民異動ということが市民課の所管になりまして、具体的なお話というのは伺っておりませんが、住

民基本台帳上は発生した日から14日以内の届出となっておりますので、もちろんこの27日以降、14日間は異動というものがございます。それももちろん反映した上での支給を行えるように、事務の調整を行ってまいりたいと考えております。

伊場勇委員 申請を出して完了しました、申請を受け付けましたという通知があったりとか、いついつ振込みますよとか、そういった通知も郵送されるのでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 現時点で国からは様式等は示されておられませんけれども、私どもとしましても、補助金の交付申請ですので、交付が決定したことと、振込みを行いますという通知を併せてお送りをしたいと思っております。ただ、いつの振込みというのが、私どもが金融機関に依頼した日と、実際に振込みされる日が、金融機関の都合で変わってまいりますので、振込みされる日を前後するかもしれませんが、振込日は記載できないということになりますけれども、前後しての決定通知書のお届けになろうかと思っております。

伊場勇委員 周知の件なんですけども、広報とホームページって言われましたが、FMサンサンきららとか、ニューズペーパーだったりとか、広報だと月2回なので、回覧で回していただいたりですね、いろいろあると思うんですけど、今は検討されているということなので、もっと、本当に周知できるようにお願いします。これは意見です。

山田伸幸副分科会長 基本的なことをお伺いしたいんですが、この10万円の給付は一時所得になるのか、どういう扱いになるのか。それと、既に政府発表もありましたけれど、この10万円は、生活保護者の場合は、収入認定にはならないということをお聞きしているんですが、これが事実かどうか、その点を確認させてください。

河田総務課新型コロナ対策室長 国の見解としましては所得税法上の所得には、課税標準としては算入しないということで伺っております。生活保護法に基づく収入認定につきましては、国からは確認できる情報、総務省ルートでは入っておりませんが、厚労省の社会援護局で御判断されるものと思いますので、御容赦いただきたいと思います。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 社会福祉課に国等から通知が来ておりまして、収入認定をすることはしないということで通知が来ています。

高松秀樹分科会長 そのほかよろしいですか。よろしければ次行きますよ。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、委員の質疑を求めます。

吉永美子委員 2点お聞きします。1点は確認です。まず1点目の確認です。児童手当につきまして、DVで避難されている場合に、いわゆる世帯主に行くのではなくて、その辺の対応ってというのがきちんとされていて、今回もその対応になりますかどうか。それと、もう一つは質疑です。この受給拒否のための届出書の提出期間ということで、この期間があるので、結局は振込みが遅くなるというふうに私は見て思うわけですが、これが、なぜ必要なのか。現実に受給を拒否するというケースがあり得るのかどうか。そういう想定が市にあるかどうか。この2点お聞きします。

長井子育て支援課長 最初のDV等で避難されている方について対応ができていないかということですが、こちらにつきましては、直接御本人に申出をしていただくように、受給者と異なる場合は申出をしていただくようになっておりますので、その申出をしていただくように個別に連絡をとっております。それから受給拒否のための届出書の提出期間ですが、支給対象者が拒否をするという積極的な行為をしないことをもって、承諾の意思であるという確認を取ることとなっておりますので、一定期間、置くようにということが示されております。ただ、実際には受給拒否をさ

れる方は相当少ないのではないかと想定しております。

吉永美子委員 すいません、もう1回確認です。DVの関係については、現在もそういった対応はきちんとされていて、今回の臨時特別給付金についても、きちんと対応されるということによろしいですね。確認です。

長井子育て支援課長 はい。申出をしていただくように、連絡をとっております。

山田伸幸副分科会長 子育て世帯への臨時特別給付金は、大体どのくらいで支給されるのでしょうか。いつぐらい。

長井子育て支援課長 システムがいつ頃リリースされるかによるんですけれども、今、5月中を目指しております。

伊場勇委員 受給拒否の点なんですけど、定額給付もそうなんですけど、国から予算を頂いてお配りするお金が、配らなくてよくなったとかいう場合、残りますよね、お金が。それは国に返さなきゃいけないのでしょうか。それとも、市のほうで使えるのでしょうか。

長井子育て支援課長 国へは実績報告をするようになろうかと思っておりますので、拒否をされた方の分につきましては、国からの補填はないと考えております。

山田伸幸副分科会長 市の業務としては、拒否されますかどうかという案内を送るわけですね。その案内と、それから、なければ、もうそのまま振り込むという、通常の児童手当の支給と同様に行われるということで、あんまり負担はないというふうに考えてよろしいでしょうか。

別府子育て支援課主幹 児童手当の支給につきましては認定請求というものを

受けて、審査して、振込みをしておりますが、この子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、児童手当の情報を活用して、3月時点、4月時点で受給権がある方に、その口座に自動的に振り込むというものになっております。したがって、申請も不要、市からの通知を送って、それに対して受取拒否をするという意思がない限りは、贈与契約が成立したものであるとして振込みをするということになっておりますので、申請は不要ということになります。

高松秀樹分科会長 その受取拒否って本当に必要があるんですか。これで10日から14日間待たなくてはいけないじゃないですか。現実、そういうのって、どうなんですか。

別府子育て支援課主幹 子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、法的性格が民法上の贈与契約に当たるということで示されております。民法上、贈与契約の成立のための申込みというところを見てもみると、契約は契約の内容を示して、その締結を申し入れる意思表示に対して、相手が承諾したときに成立するということになっております。したがって今回は1万円を支給しますよという案内を送って、それに対して相手からの拒否がない場合に、その贈与契約が成立したということになって、そこで初めて支給ができるということになっておりまして、やはり受取拒否を熟慮する期間の設定というのが必要となっております。

高松秀樹分科会長 要は、提出はしなくてはならない。次に、10日から2週間って、こんな長い日にちが必要なんですか。もちろん、これは国から言ってきているんでしょ、この日にちを取ってくれと。これは地方の裁量じゃどうともならんっていう話でいいんですか。

長井子育て支援課長 国からは2週間程度ということで、多少短縮することは可能ということですが、やはり、支給対象者の方に案内文を市役所から発送して、支給対象者全員に届く期間も考慮した上で、申出期間を設定

するよとということですので、やはり相応の10日から2週間程度の期間は必要と考えております。

高松秀樹分科会長 取らなくてはしょうがない。2週間って結構長いんですよ。本当にお金を必要としている世帯にとって、2週間というのはいかかなもんかと思ったんですけど、今の話では取らざるを得ない。これが短くなるんなら、なったほうが絶対いいですよ。それは無理だということですよ。

長井子育て支援課長 一定の期間は必要ということですので、その期間を設けさせていただきたいと思っております。

山田伸幸副分科会長 それではシステム改修がされて、実際にそれを発送するまでにどれぐらい必要だというふうに見ておられますか。

別府子育て支援課主幹 今回の給付金は児童手当の情報を活用して振り込むということになってはおるんですが、児童手当のシステムがそのまま使えるというものではありませんで、システム改修がどうしても必要になってきます。第一次リリースのシステムが出来上がるのが5月の中旬というふうに業者から聞いておりますので、本来そこでデータががちっと固まらない限りは発送というのが行えません。ただ、我々としても少しでも早く支給したいという思いがありますので、5月の上旬から、できる作業を進めていきたいと思っております。現行の児童手当のシステムから、対象者というのがある程度抽出ができますので、そこで一旦リストを作成して、一次リリースが出来上がったら、その情報とデータが本当に合っているかというのを突合して、その上で案内文書を発送したいというふうに考えております。

長谷川知司委員 定額給付と比べたら、こちらのほうの事務費、例えば臨時職員、会計年度職員もいないし、時間外手当も相当差があるんですね。人

数的にも少ないということではありますが、実際この予算で、職員がオーバーワークになるということはないのでしょうか。ちょっとそれが心配になりました。

別府子育て支援課主幹 時間外勤務手当につきましては、想定では正規職員の時間外手当と会計年度職員2名が大方50時間、時間外で作業することを想定しております。オーバーワークにならないかと言われましたら、ちょっと完全に否定はできませんけれども、一応これぐらいの時間外があれば、この業務を行うことができると想定して予算を計上させていただいております。

長谷川知司委員 確認しますが、定額給付と同じような組織で事務をしてもらうという考えでいいんですか。今日、二つが別々に出ていらっしゃるんで、それぞれされるのかなと思ったんですが、メーンを例えば対策室のほうができるという理解でいいんですか。

長井子育て支援課長 こちらの子育て世帯臨時特別給付金については、子育て支援課で支給の事務を対応いたします。

水津治委員 これの請求ですね、これが一定の期限を定められると思うんですが、過ぎた場合とか、忘れておられる、そういった救済措置といいますか、それと定額給付についても、同じ内容でちょっと質問、さかのぼってすいませんが、同じことだと思いますので、お尋ねします。

長井子育て支援課長 子育て世帯臨時特別給付金につきましては、児童手当の対象者が受給者となりますので、申請をいただかずに、先ほど御説明しました案内を送付して、受給拒否をされない限りは、全員に給付という形になりますので、受給拒否をしたかったのに、し忘れてしまったということはあるかもしれませんが、申請がなかったので給付がなかったという事態にはなりません。

河田総務課新型コロナ対策室長 特別定額給付金につきましては、11年前の取り扱いもそうでしたけれども、申請期限が迫ってまいります前にお忘れではありませんかということで、お知らせして、再度の申請勧奨を行ってまいりたいと考えております。

高松秀樹分科会長 そのほか、質疑ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑を終わります。ということでこれは分科会なんで、これで終わりますけど、いいですか皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で新型コロナウイルス感染症対策分科会を終わります。

午後3時15分 散会

令和2年（2020年）4月28日

一般会計予算決算常任委員会

新型コロナウイルス感染症対策分科会長 高松秀樹